香川県条例第13号

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年香川県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　略	（趣旨） 第１条　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第３条第１項及び第３項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件について定めるものとする。
（認定の要件） 第３条　略	（認定の要件） 第３条　法第３条第１項又は第３項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。
別表（第３条関係） 第１　略 第２　職員の配置 （１）　略 ア・イ　略 ウ　満３歳以上満４歳未満の子ども　当該子どもおおむね<u>15人</u>につき１人 エ　満４歳以上の子ども　当該子どもおおむね<u>25人</u>につき１人 （２）・（３）　略 第３・第４　略 第５　施設設備（調理室）	別表（第３条関係） 第１　略 第２　職員の配置 （１）　次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める基準に従い規則で定めるところにより算定した数以上の教育及び保育に従事する職員を置くこと。この場合において、教育及び保育に従事する職員の数は、常時２人を下回らないこと。 ア　満１歳未満の子ども　当該子どもおおむね３人につき１人 イ　満１歳以上満３歳未満の子ども　当該子どもおおむね６人につき１人 ウ　満３歳以上満４歳未満の子ども　当該子どもおおむね<u>20人</u>につき１人 エ　満４歳以上の子ども　当該子どもおおむね<u>30人</u>につき１人 （２）・（３）　略 第３・第４　略 第５　施設設備（調理室）

（１）　略 （２）　略 ア・イ　略 ウ　当該認定こども園又は保健所、市町等に置かれている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第２４５号）第１条第１項に規定する栄養士をいう。）又は管理栄養士（同条第２項に規定する管理栄養士をいう。）により栄養に関する指導を受けて当該食事の提供を行うこと。 エ～カ　略 （３）　略 第６～第10　略	（１）　調理室を設けること。 （２）　（１）の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす認定こども園においては、満３歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園以外の場所において調理し、当該認定こども園に搬入する方法により行うことができる。 ア・イ　略 ウ　当該認定こども園又は保健所、市町等に置かれている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第２４５号）第１条第１項に規定する栄養士をいう。）により栄養に関する指導を受けて当該食事の提供を行うこと。 エ～カ　略 （３）　略 第６～第10　略

附　則

１　この条例中別表第２の改正規定及び次項の規定は公布の日から、別表第５の改正規定は令和７年４月１日から施行する。

２　子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の別表第２の（１）ウ及びエの規定は、適用しない。この場合において、改正前の別表第２の（１）ウ及びエの規定は、この条例の公布の日以後においても、なおその効力を有する。